

令和7年9月30日
青森市教育委員会事務局総務課長

懲戒処分について

青森市教育委員会は、地方公務員法第29条第1項の規定及び青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により、下記のとおり職員を懲戒処分としたのでお知らせいたします。

事案の概要（職員の傷害事案）

令和7年7月6日（日）午後9時30分頃、公務外において、五所川原市の知人宅の前で酒に酔った状態で自動車運転代行業の男性に対してつかみかかり、顔に打撲及び引っかき傷を負わせたもの。

被処分者

青森市教育委員会 主任技能技師 （50歳代 男性）

処分量定

停職1月

処分日

令和7年9月30日

教育長コメント

別紙のとおり

青森市教育委員会 教育長 コメント

このたびの懲戒処分により、市民の皆様の信頼を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

これまでも職員に対しては、服務規律の確保をはじめとする公務員としての職責、さらには将来を担う子どもたちの教育に携わる者として、その信頼を得なければならない責務を胸に刻み、日々の仕事に取り組むよう指示してきたところであります。

しかしながら、このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、綱紀の粛正について改めて職員への指導を徹底するとともに、公務員としての品位を保持し、教育行政に携わる者としてその倫理を高めることに努め、市民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。